

## 第二級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A - 1 電波法(第2条)に規定する「無線局」の定義について、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、微弱な電波のみを使用するものを含まない。
- 2 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、微弱な電波のみを使用するものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

A - 2 無線局の予備免許を受けた者が指定された工事落成の期限(期限の延長があったときは、その期限)の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときに執られる措置について、電波法(第11条)の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 当該工事落成の期限の延長を申請するように指示される。
- 2 速やかに、工事を落成するよう指示される。
- 3 その無線局の予備免許が取り消される。
- 4 その無線局の免許が拒否される。

A - 3 次の記述は、無線局の登録について、電波法(第27条の18及び第27条の19)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより□Aを有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) 無線設備の設置場所
- (4) □B

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

総務大臣は、の登録の申請があったときは、第27条の20(登録の拒否)の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第103条の2(電波利用料の徴収)第2項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

- (1) □C
- (2) 登録の年月日及び登録の番号

A	B	C
1 指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能	周波数及び空中線電力	登録の有効期間
2 指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能	電波の型式及び周波数	の(1)から(4)までに掲げる事項
3 一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能	電波の型式及び周波数	登録の有効期間
4 一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能	周波数及び空中線電力	の(1)から(4)までに掲げる事項

A - 4 次の記述は、特別特定無線設備の技術基準適合自己確認について、電波法(第38条の33)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

特定無線設備(小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるものをいう。)のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の□Aは、その特別特定無線設備を、第3章(無線設備)に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)について自ら確認することができる。

□Aは、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が第3章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができることを認めるときに限り、□の規定による確認(以下「技術基準適合自己確認」という。)を行うものとする。

□Aは、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計
- (3) □の検証の結果の概要
- (4) (2)の工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法
- (5) その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

□の規定による届出をした者(以下「届出業者」という。)は、総務省令で定めるところにより、□Bしなければならない。

届出業者は、□Cに掲げる事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

総務大臣は、□の規定による届出があったときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。□の規定による届出があった場合において、その公示した事項に変更があったときも、同様とする。

A	B	C
1 製造業者又は輸入業者	□の検証に係る記録を作成	□の(4)又は(5)
2 製造業者又は輸入業者	□の検証に係る記録を作成し、これを保存	□の(1)、(4)又は(5)
3 製造業者	□の検証に係る記録を作成	□の(1)、(4)又は(5)
4 製造業者	□の検証に係る記録を作成し、これを保存	□の(4)又は(5)

A - 5 次の記述は、人工衛星局の位置の維持について、電波法施行規則(第32条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

対地静止衛星に開設する人工衛星局(実験局を除く。)であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から□A以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

対地静止衛星に開設する人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)は、公称されている位置から□B以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

対地静止衛星に開設する人工衛星局であって、□及び□の人工衛星局以外のものは、公称されている位置から□C以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 経度の±0.1度	緯度及び経度のそれぞれ±0.1度	経度の±0.5度
2 経度の±0.5度	緯度及び経度のそれぞれ±0.5度	経度の±0.1度
3 緯度の±0.1度	経度の±0.1度	経度の±0.1度
4 緯度の±0.5度	経度の±0.5度	経度の±0.5度

A - 6 次の記述は、無線設備の保護装置について、無線設備規則(第9条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の電源回路には、□Aを装置しなければならない。ただし、□B以下のものについては、この限りでない。

A	B
1 ヒューズ又は自動しゃ断器	負荷電力 10 ワット
2 ヒューズ又は電流の異状に対する警報装置	空中線電力 10 ワット
3 自動しゃ断器及び電流の異状に対する警報装置	負荷電力 50 ワット
4 ヒューズ	空中線電力 50 ワット

A - 7 次の記述は、超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局の送信装置の信号対雑音比について、無線設備規則(第36条の5及び第36条の7)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

超短波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、1,000 ヘルツの変調周波数により主搬送波に±75kHzの周波数偏移を与えたとき、□A以上となるものでなければならない。

の規定を適用する場合は、50 マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路により□Bを行うものとする。

A	B
1 60 デシベル	デイエンファシス
2 60 デシベル	プレエンファシス
3 55 デシベル	デイエンファシス
4 55 デシベル	プレエンファシス

A - 8 次の記述は、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の一般的条件について、無線設備規則(第49条の6の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で810MHzを超え828MHz以下、832MHzを超え834MHz以下、838MHzを超え846MHz以下、860MHzを超え885MHz以下、1,477MHzを超え1,501MHz以下若しくは1,513MHzを超え1,516MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で887MHzを超え889MHz以下、893MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え958MHz以下、1,429MHzを超え1,453MHz以下若しくは1,465MHzを超え1,468MHz以下の周波数の電波を送信に使用するものは、次の一般的条件に適合するものでなければならない。

- (1) 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては□A、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあっては□Bを使用する複信方式であること。ただし、□Aにおける多重する数及び□Bにおける一の搬送波当たりのチャンネルの数は、総務大臣が別に告示するものであること。
- (2) 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- (3) 一の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切替えが自動的に行われるものであること。
- (4) 基地局の無線設備は、□Cと接続できるものであること。
- (5) 一の基地局の役務提供に係る区域であって、当該役務を行うために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ□Dができること。

A	B	C	D
1 時分割多重方式	時分割多元接続方式	有線電気通信設備	拡大化
2 時分割多重方式	時分割多元接続方式	電気通信回線設備	細分化
3 時分割多元接続方式	時分割多重方式	有線電気通信設備	細分化
4 時分割多元接続方式	時分割多重方式	電気通信回線設備	拡大化

A - 9 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について、電波法(第39条)及び電波法施行規則(第34条の7)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人又は登録人(以下「免許人等」という。)は、電波法第39条(無線設備の操作)第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、**A** 総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

電波法第39条第7項の規定により、免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から**B**以内に**A** 総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から**C**以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び□の規定にかかわらず、**D**であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

	A	B	C	D
1	無線設備の操作に関し	3箇月	3年	船舶又は航空機が航行中
2	無線設備の操作に関し	6箇月	5年	船舶が航行中
3	無線設備の操作の監督に関し	3箇月	5年	船舶又は航空機が航行中
4	無線設備の操作の監督に関し	6箇月	3年	船舶が航行中

A - 10 第二級陸上無線技術士の資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作はどれか。電波法施行令(第3条)の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 テレビジョン放送局の空中線電力1キロワットの無線設備の技術操作
- 2 超短波放送局の空中線電力3キロワットの無線設備の技術操作
- 3 海岸局の空中線電力5キロワットの無線設備の技術操作
- 4 無線航行局の無線設備で960メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

A - 11 次の記述は、無線局を運用する場合について、電波法(第53条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、**A**、識別信号、**B**は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、**C**については、この限りでない。

	A	B	C
1	無線設備	電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2	無線設備	周波数及び空中線電力	遭難通信
3	無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	遭難通信
4	無線設備の設置場所	周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A - 12 暗語の使用に関する記述について、電波法(第58条)の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験無線局及び実用化試験局の行う通信には、いずれも暗語の使用を禁止されている。
- 2 非常局の行う通信には、暗語の使用を禁止されているが、簡易無線局の行う通信には、暗語の使用を禁止されていない。
- 3 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、いずれも暗語の使用を禁止されている。
- 4 アマチュア無線局の行う通信には、暗語の使用を禁止されていないが、非常局の行う通信には、暗語の使用を禁止されている。

A - 13 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法(第59条及び第109条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A(電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。以下同じ。)を傍受してその□Bを漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□Cの秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、□Dに処する。

	A	B	C	D
1	特定の相手方に対して行われる無線通信	存在若しくは内容	無線局の取扱中に係る無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	特定の相手方に対して行われる無線通信	内容	無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
3	無線通信	存在若しくは内容	無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4	無線通信	内容	無線局の取扱中に係る無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

A - 14 次の記述は、登録局(電波法第27条の18第1項の登録を受けて開設する無線局をいう。)の時計、業務書類等の備付けについて、同法(第60条)及び電波法施行規則(第38条及び第38条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線局には、正確な時計及び□Aその他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

の規定により登録局に備え付けておかなければならない総務省令で定める書類は、登録状並びに□Bの集録とする。この場合において、□Bの集録が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示できる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

のただし書の規定により登録局にあっては、□Cの備付けを省略することができる。

	A	B	C
1	無線検査簿	電波法及び電波法施行令	時計及び無線検査簿
2	無線検査簿	電波法、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約	無線検査簿
3	無線検査簿、無線業務日誌	電波法及びこれに基づく命令	時計、無線検査簿及び無線業務日誌
4	無線検査簿、無線業務日誌	電波法及び電波法施行規則	無線検査簿及び無線業務日誌

A - 15 包括免許が取り消されることがある場合に該当しないものはどれか。電波法(第76条)の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 運用開始の期限(期限の延長のあったときはその期限)までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
- 2 正当な理由がないのにその包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 3 不正な手段により包括免許を受けたとき。
- 4 包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるとき。

B - 1 次の記述は、包括免許の付与について、電波法(第27条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、特定無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が第27条の4(申請の審査)各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、免許を与えなければならない。

- (1) □ア
- (2) 空中線電力
- (3) 指定無線局数(□イをいう。)
- (4) 運用開始の期限(□ウをいう。)

総務大臣は、□の免許(以下「包括免許」という。)を与えたときは、次に掲げる事項及び□の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

- (1) 包括免許の年月日及び包括免許の番号
- (2) 包括免許人(包括免許を受けた者をいう。)の□エ
- (3) 特定無線局の種別
- (4) 特定無線局の目的
- (5) 通信の相手方
- (6) 包括免許の有効期間

包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して□オを超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

- 1 5年
- 2 10年
- 3 氏名又は名称及び住所
- 4 周波数
- 5 氏名又は名称
- 6 同時に運用される特定無線局の数
- 7 電波の型式及び周波数
- 8 同時に開設されている特定無線局の数の上限
- 9 すべての特定無線局の運用を開始する期限
- 10 一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限

B - 2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて、電波法(第31条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の□ア以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

□の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) 26.175MHz□イ周波数の電波を使用するもの
- (2) 空中線電力□ウ以下のもの
- (3) □に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた□に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- (5) 放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
- (6) □エにおいて使用されるもの
- (7) □オの送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- 1 実験局
- 2 以下の
- 3 1ワット
- 4 を超える
- 5 2分の1
- 6 10ワット
- 7 5分の1
- 8 アマチュア局
- 9 標準周波数局
- 10 実用化試験局

B - 3 次の記述は、人工衛星局の条件について、電波法(第36条の2)及び電波法施行規則(第32条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により□アを直ちに□イすることのできるものでなければならない。人工衛星局は、その無線設備の□ウを遠隔操作により□エすることができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。ただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する□オとする。

- |         |              |                  |      |        |         |         |
|---------|--------------|------------------|------|--------|---------|---------|
| 1 停止    | 2 低減         | 3 制限             | 4 変更 | 5 設置場所 | 6 人工衛星局 | 7 電波の発射 |
| 8 空中線電力 | 9 電波の型式及び周波数 | 10 人工衛星局以外の人工衛星局 |      |        |         |         |

B - 4 次の記述は、中波放送を行う放送局の送信装置の総合歪率<sup>ひずみ</sup>について、無線設備規則(第33条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

モノホニック放送を行う場合にあっては、200ヘルツ、1,000ヘルツ及び5,000ヘルツの変調周波数により80パーセントの振幅変調をしたとき、□ア以下であること。

ステレオホニック放送を行う場合にあっては、変調周波数が200ヘルツ、1,000ヘルツ及び5,000ヘルツである□イ左側信号と右側信号の□ウにより80パーセントの振幅変調をしたとき、又は変調周波数が200ヘルツ、1,000ヘルツ及び5,000ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ□エの振幅変調をしたときの□オ、□ア以下であること。

- |         |           |           |          |            |
|---------|-----------|-----------|----------|------------|
| 1 和信号   | 2 同一の     | 3 差信号     | 4 異なる    | 5 いずれにおいても |
| 6 いずれかが | 7 40パーセント | 8 60パーセント | 9 5パーセント | 10 3パーセント  |

B - 5 次の記述は、周波数等の変更について、電波法(第71条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、電波の規整その他□ア必要があるときは、無線局の□イに支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局(登録局を除く。)の□ウの指定を変更し、又は登録局の□ウ若しくは人工衛星局の□エを□オすることができる。

- |       |          |                |                |
|-------|----------|----------------|----------------|
| 1 公益上 | 2 電波の監理上 | 3 電波の型式若しくは周波数 | 4 無線設備の設置場所の変更 |
| 5 命ずる | 6 目的の遂行  | 7 周波数若しくは空中線電力 | 8 無線設備の変更の工事   |
| 9 運用  | 10 勧告する  |                |                |